

# テレワーク推進強化奨励金

## 取組期間延長のお知らせ

東京都と公益財団法人東京しごと財団では、「テレワーク推進強化奨励金」の取組期間を6月30日(木)まで延長しますのでお知らせします。

### 1. 事業概要

➤ 「テレワーク推進リーダー」を設置した都内中小企業等が、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間、テレワークを実施した場合、通信費など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大50万円の定額の奨励金を支給

◆対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

◆要件 ①「テレワーク東京ルール」実践企業宣言及び「テレワーク推進リーダー」を登録  
②テレワーク推進強化期間中(12/6～6/30)に、テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1か月間または2か月間テレワークを実施 ※その他要件あり

◆奨励金額

| テレワーク実施人数 | 70人以上 | 50人以上 | 30人以上 | 30人未満 | 小規模企業特例 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|---------|
|           |       |       |       |       |         |
| 2か月コース    | 50万円  | 35万円  | 20万円  | 13万円  | 7万円     |
| 1か月コース    | 25万円  | 15万円  | 10万円  | 7万円   | 5万円     |

◆対象経費 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

### 2. テレワーク推進強化期間(奨励金の取組期間)の延長等

＜テレワーク推進強化期間＞

変更前：令和3年12月6日(月)から令和4年5月22日(日)まで

変更後：令和3年12月6日(月)から**令和4年6月30日(木)まで**

＜事前エントリー期限＞

変更前：令和4年5月22日(日)まで

変更後：**令和4年6月30日(木)まで**

＜奨励金申請受付期限＞

変更前：令和4年6月30日(木)まで

変更後：**令和4年7月31日(日)まで**

事前に「テレワーク東京ルール」及び「テレワーク推進リーダー」の登録を行い、奨励金の事前エントリーを行う必要があります。

登録・事前エントリーはこちらから ▶ <https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



◆事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言(「テレワーク推進リーダー」含む)への登録

Web上から事前エントリー

取組実施

奨励金申請・支給

奨励金の詳細はこちらから

▶ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-suisinkyoka.html>

お問い合わせ先 ▶ 公益財団法人 東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 「テレワーク推進強化奨励金」事務局  
03-6734-1301(平日9時～17時) ※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く

